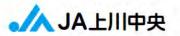
大小好那个

人JA上川中央



豪雪に苦戦… ハウス除雪作業 2013 NO.61

発行・上川中央農業協同組合 愛別町本町 125 Tel(01658)6-5311 URL http://www.ja-kamikawa.or.jp/ 編集・営 農 販 売 課 4



農協懇談会 主要意

- 地域において実施すべきで 地域別懇談会なので、各
- 想されますので、今後の対 容の意見が出ることも予 ります。明日以降も同じ内 開催内容とした経過にあ 会で協議した結果、今回の うかとの意見があり、理事 応として再協議させて頂 で、集約して開催してはど 12月に開催した懇談会
- Q 今年度の配当内容につい も配当が出来るようJA ような対応、更には、今後 生産者が経費削減出来る 変化が考えられますので、 ては、良いことだと思いま 努力して頂きたい。 としてもコスト削減に向け すが、TPP等による情勢
- よる増口が出来るようお願 接の増資となれば組合員 に負担になるため、配当に また、増資については、直
- A 今後の情勢にも対応でき 増資については、配当の中 るよう努力して参ります。 についても努力して参りま より対応できるよう、運営

- 回出資をする提案となっていたが、事業 な出資増口とならないのではないか。 利用配当からの迂回では、組合員の公平 出資配当ではなく、事業利用配当で迂
- 量配当金よりの迂回出資を提案させて ぐのは、出資配当がなく組合員にメリッ 頂いております。 は更に意見が出ると考え、今回は事業分 いる方が多く、出資金よりの迂回出資で た、出資金を貯金のような感覚を持って トが無いからとの意見がありました。ま 多くの組合員から出資の減口が相次
- Q はないが、JAを利用していない組合員 協議して頂きたい。 欠けると思う。今後の対応について、更に からの迂回出資が少なく、公平・平等制に 事業分量配当から迂回することに問題
- A ご意見として、受けましたので、今後の 対応を考えて参ります。 出資限度を3万口にする必要があるの

れるので検討して頂きたい。

か。また、職員の異動について早いと思わ

- A 限度額の変更については、生産者の大型 借入も必要でありますが、財務基盤の強 化に伴う施設の整備等も考慮したとき え3万口とする提案となりました。 にも影響することとなるため、将来を考 化が重要となって来ます。また、固定比率
- りますので、十分協議して対応して参り ており、他の地域でも意見として出てお 異動については、今年度4月を予定し
- Q 出資の上限を今になって倍にするのは

ういった内容での増員か。

平成27年度で役員の増員とあるが、ど

- A 今後の生産体制による規模拡大等に対 応するための、設備投資等に対する考え 方をもっておりますが、上限を倍にした いかがなものか、大型法人に負担となる
- えておりません。 から、上限まで増口をして頂くことは考
- がないが、どのように考えているのか。 固定資産で汎用コンバインの取得計画
- 等も考慮し取り進めたいと思っておりま りませんが、利用者との協議を行い、JA が取得する場合には、取得後の負担内容 JA独自での取得としては計画してお
- A 現在両地区の生産者と協議を行ってい な運営が出来るか心配している。対応に ついても慎重に取り進めて頂きたい。 無人へりについて、1台減少となり適正
- 歯止めがないと思われるが。 よう取り進めて参ります。 固定資産の取得で、10%未満であれば

取得を計画しているのはどうしてか。

機械利用事業で縮小とあったが、資産

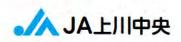
る段階にあります。適切な運営が出来る

- の取得計画を控除すると残りは5千万 して取り進めたいと考えております。 えておりますが、小型の機械については 円強の内容となり、歯止めはあります。 共同利用が進んでおりませんので、継続 協議を行いJAとしては縮小したいと考 組合員資本の10%であり、平成25年度 大型の機械については、生産者組織と
 - 状の10名体制の場合も予想されます。 定されると思います。結果内容により現 常勤が3名あるいは4名のどちらかに決 が必要でありますし、協議の結果により 体制として専務制・常務制・参事制の議論 制としたいとの考えであり、1名の増員 提案については、学識経験理事を2名体 の権限に矛盾が生じております。今回の 用担当理事も職員兼務にしたため内部 専務・信担の常勤3名体制となっており て今後組合員と協議が必要となります。 計画とさせて頂きました。この事につい ますが、常務制を廃して参事制とし、信



現在は理事10名となっており、組合長

Q 昨年の米の状況を考えると、倉庫事情 対応することが望ましいので、考えて頂 借りていたと思うが、JAの倉庫だけで が厳しい状態にあり、各生産者の倉庫を



の改善をお願いしたい。 うに思われますので、品質 いて、腐熟度が足りないよ 堆肥センターの堆肥につ

A 倉庫事業に付きまして で、生産者とも協議を行 るのも事実でありますの 新たな設備投資を行う場 現状であります。しかし、 努力を更にして頂きたい。 場関係者との交流を深め、 が厳しく生産者も苦労し 合には、組合員の負担とな は、厳しい状況にあるのが 情報の提供が出来るような たと思う。JAとしても市 ことは良いが、昨年は単価

戦略作物として取り組む

協議していきたいと思っております。 て頂いたものであり、今後の展開を含め に打ち勝つための対応策として提案させ 北海道産の評価は高いが、産地間競争

勝つため必要であり、現実的に実需から も要望が来ている。もち米生産組織と十 をもっと活発化する必要がある。 分協議し取り進め、もち米団地の班活動 特色ある米作りが必要であり、多収栽

ていないが、どう考えているのか。 培では産地として生き残れないと思う。 最近振興作物に「アスパラ」と表現され

A 振興作物については、新たな作物を記 ります。 りませんので、今年度以降も対応して参 アスパラの取扱いを疎かにする考えはあ 載させて頂いた経過にあります。決して

りましたが、今一度内容を確認し取り進 おり、品質的には問題ないと把握してお 堆肥については、成分検査も実施して

を多くすることで、よりよい環境を作っ ただけるよう取り組み、生産者との対話 今後市場関係者より情報提供を更にい

とあったが、肥料を減らし、減収すること ないか。もち米のYes!cーeanへの誘 ないので、対応をお願いします。 年度より協議を進めなければ間に合わ 導策はどのように考えているのか各役員 を考えると生産者は取り組まないのでは にお聞きしたい。取り組むのであれば、今 振興計画で、もち米のYes-c-ean

Yes-c-eanは産地間競争に打ち

を図ります。

利用等の対応により改善 また、今年度は、営業倉庫 い、取り進めて参ります。

車の運営については、組合員の為になる しが必要だと思われます。更に移動販売 連営を望みます。 機械部門については、対応内容の見直 **堆肥センターより堆肥を購入した場合**

に、散布まで出来るような対応をお願い

行する考えで対応して参ります。 組織等も視野に入れ検討して参ります。 るため直ぐに対応するのは難しく、集団 本的に見直し対応致します。 農機利用については、生産者へ徐々に移 堆肥の散布については、時期が集中す 農機センターについても、考え方を抜

A 平成26年度と平成27年度の2ヶ年に 2千万円で盛り込んだ内容となってお 込んだとあるが、どの程度か。 り、詳細については、今後生産者の皆さま

Q 3ヶ年計画に販売手数料の変更を盛り

と思われますので、改善願います。 基盤整備については、少し対応が遅い と協議を行って参ります。

▲ 基盤整備については、協議を行うための えております。 内容をまとめ、部会等と協議が必要と考

り、JAとしての保冷車の取得が目的 聞かせ願いたい。また、取得するにあた りを考慮した買い物弱者対策としての補 だったのか。 冷車の取得が目的ではありません。 助事業として取り進めたものであり、保 取得については、愛別町の高齢者の見回 あいちゃん号の運行について状況をお

また、当初はJAでの直接運営も視野に

ついても赤字となり補填している状況に していないのが実情であり、平成24年度に る指示は行っておりますが、経済目的と 委託運営となり、JAとして販売に対す が目的であるため、現在の「あいネット」へ 入れておりましたが、地域に対する貢献

ては協議をしたいと考えております。 なっていることから、今後運営内容につい あります。しかし、毎年度赤字での運営と

Q 給油所の地下タンクについて、法改正が行 われているが、対応策はどうなっているか。

本 愛別給油所は平成15年に改修、上川給油 Q 資材の両店でバランスが異なっているの 30年程度は問題ないと思っております。 所平成16年に新設となっておりますので、

はどうしてか。愛別の利用率が低いのか

実情です。 あるため、バランスが悪く見えているのが 員の年齢により人件費等の費用に違いだ なっておりますが、勤務しております職 上川の手数料が高いのではないか。 取扱いについては、同じような扱いと

生活

るのか。金融窓口も閉鎖となるのか。 愛山店の閉鎖についてはどう考えてい

対応も踏まえ検討する予定です。 ります。金融の対応については、現状も極 少数の利用となっておりますので、個別 の場所を設け、あいちゃん号の運営の見 の考え方について決めておりません。 直しも踏まえ、取り進めたいと思ってお 現在の状況としては、いつ閉鎖するかと 閉鎖については、地域の皆さまと協議





北海道産米の食味向上、今後へ期待… 米道外実需者訪問実施



ている北海道米への引合 向は変化し食味が向上し 向が更に高まり、需給動 価と販売状況について情 指定に向けた道外実需者 産が期待されています。 みと更なる良食味米の生 いが強くなっています。 費者の食に対する安全志 報交換を行いました。 訪問を行いました。 安心・安全」な取り組 今後も栽培基準による 今回は、 東日本大震災以降、 株むらせ、株スズノ 販売促進並びに産地 ホクレン販売本部を 平成24年産米の評 日~3月 伊藤忠食 Ð







女性パワーの発揮が農業・地域社会で期待される!! JA女性部定期総会開催

JA女性部定期総会が2月20日に上川支部(出席33名)、3月4日に愛別支部(出席66名)で開催されました。 総会では、決算報告・事業計画について決議承認され、併せて昨年度開催された第51回JA北海道女性大会での宣言内容についても確認されました。

今年度の役員改選では、それぞれ新役員も加わり新たなスタートを迎え、女性パワーの発揮が農業そして地域社会で期待されます。

愛別支部



部 長 藤原 幸子 副部長 黒田 朋恵 理 事 上野 富子・岡田小百合 監 事 田上ひろ子

上川支部



部 長 辰巳 明美 副部長 岸田 春代·福島 正子 監 事 菅原美佐子·遠藤 初美

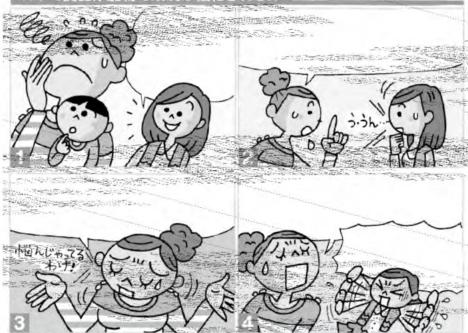


"もしもの未来"から見えてくる……。

やっぱり大切だね、日本の豊かな食と農 2

食べものが外国からの輸入頼みになったら…

TPPで食品添加物の規制が緩和される!?



現在、日本で使用できる 食品添加物は、 アメリカの約4分の1

もしもTPPに参加すると、 食品添加物の規制が 緩和されるかもしれません

こんな出来事がありました



定期総会/愛農機連



定期総会/愛別町米麦生産振興協議会



定期総会/上川町そば部会



定期総会/上川町畜産振興会



組合員のための身近な法律集



目 次

I . 農薬・肥料の取扱いに関する法律 · · · · · 広報誌 NO. 060 掲載
II . 種苗や米に関する法律 · · · · · · · · · · 広報誌 NO. 061 掲載
III . 道路、農業用車両に関する法律 · · · · · · · 広報誌 NO. 062 掲載予定
IV . 廃棄物処理に関する法律 · · · · · · · 広報誌 NO. 063 掲載予定
V . 酪農畜産経営に関する法律 · · · · · · · · 広報誌 NO. 064 掲載予定

Ⅱ . 種苗や米に関する法律

5.種 苗 法

(最終改正:平成23年6月24日)

新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的とする

(1) 登録品種の自家増殖の禁止【第二十一条第二項】

登録品種の種苗を用いて、収穫物を得てそれを売却したり、加工したりすることは問題ないが、その収穫物を別の農家の種として分けることは禁止されています。この場合、分けた農家も、もらった農家も違反となります。

また、食用として販売されているものを自分の畑にまき、収穫物を得て販売する行為も禁止されています。

■ 罰 則

違反した場合、10年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金、または両方が科せられることとなります。

6. 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

(通称:米トレサ法)

(最終改正:平成21年6月5日)

米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的とする

(1) 米の取引配録の作成・保存の義務化【第三条】

「米」「種もみ」を①出荷・販売、②入荷・購入、③事業所間の移動、④廃棄した場合は記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

これにより、米を農協や業者等に出荷・販売した場合、必ず産地を伝票又は容器。包装に記載しなければなりません。

■ 罰 則

違反した場合、50万円以下の罰金が科せられることとなります。

7. 農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

(通称: JAS 法)

(最終改正:平成21年6月5日)

適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによって、農林物資の品質の改善、生産の合理 化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせる ことによって一般消費者の選択に資し、もって農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等 の振興並びに消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。

(1) 米の品質表示の義務【第十九条の十三】

米の包装には以下の項目を表示する義務があります。

①名 称(玄米、精米、もち精米等)

②原料玄米 (農産物検査法による検査の証明を受けた証明米は、産地、品種、産年、使用割合を表示できる。証明のない 場合未検査米等となる。)



③内容量(質量)

(4)精米年月日(玄米の場合は調製年月日)

⑤販売者(氏名または名称、住所、電話番号)

違反した場合、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられることとなります。

8. 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

(最終改正:平成23年6月23日)

主要な食糧である米穀及び麦が主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることに かんがみ、米穀の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買 入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活 と国民経済の安定に資することを目的とする。

(1) 米の用途の明確な区分【第七条の二】

農林水産省が定めています。これにより、加工米や新規需要米などの用途が限定された米穀は、その定められた用途以 外の使用及び販売の禁止、他の米穀との明確な区分が義務付けられました。

違反した場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられることとなります。

コラム:コンタミは法律違反?

近年、そばの作付け増加により、小麦にそばが混入する、いわゆるコンタミネーション(以下、「コンタミ」と略) が大きな問題となっております。もちろん、米や大豆の品種間のコンタミも度々問題となります。

そばは強力なアレルゲンでもあり、当然小麦と表示する以上、1粒でもそばが混ざっている事は許されません。米 の品種名も表示する以上、別な品種が混ざっている事は許されません。

では、コンタミは法律違反なのでしょうか?「米にそばなどを混ぜてはいけない」と法律には記されておりません。 コンタミが関係する法律はJAS 法と米トレサ法と食品衛生法です。JAS 法・米トレサ法は消費者が選びやすいように する目的で、食品衛生法は食物アレルギーが含まれているのか等、消費者がその食品の内容を理解する目的で定めら れています。

米トレサ法では、コンタミについて「許容水準等」を規定しておりませんが、JAS 法では、製造業者等が守るべき表 示として、品質表示等の適正化を求めており、食品衛生法では、アレルギー物質を含む可能性が少しでもあれば分か り易く記載するよう定めております。

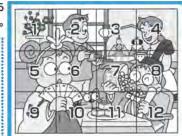
以上を踏まえ、生産段階において、コンタミは法律違反であるという認識を持って、細心の注意を払って生産する 必要があります。

まちがいさがし

右のイラストには左のイラストと違う部分が5







先月の答え

- 1…花の数が多い 3…ぼんぼりが低い
- 8…冠の後ろに垂れる部分が短い 9…扇の房が長い 10…猫の前足が隠れている



平成26年 1月から

すべての農業者に 記帳と帳簿等の保存が 必要になります。

これまで、白色申告者の記帳と帳簿書類の保存制度は、 前々年分、あるいは前年分の事業所得、不動産所得または 山林所得の合計額が300万円を超える方に必要をされてい ました。しかし、平成26年1月からは、これらの所得を生ずべ き業務を行うすべての方について必要となります。(所得税 の申告の必要がない方も含みます)。

適正な納税はもちろん、皆さま自身の日々の営農やくらし をいまいちど見直し、改善・向上をはかるきっかけにしてい きましょう。

※記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税 庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)に掲載されています のでご覧ください。



平成 26 年 1 月 からの記帳・帳簿等保存制度

詳しくはお近くのJA、または各税務署等にご相談ください。

∌する→ライフ

殊の外、雪の多い低温期間が長い年である。この3月2日オホーツク沿岸地域に暴風雪警報が出て、予告通り大荒れの天候になった。翌朝の新聞には悲しいニュースの大見出しがあった。ホワイトアウトが9名の人名奪う。

地吹雪の猛威は、大きな雪溜りをつくり車を丸飲みし、車中の人々を閉じこめた。やっとの思いで車から脱出した人、 地吹雪の中を歩いた人。登山などでガスがかかり、目の前が真っ白になり、何も見えない状態を意味するホワイトアウトの 中で、人の判断が運命を分けた。3月になっても続く、外気の低温も悲劇を大きくした。

車中で暖をとるためのエアコンの排ガスが、

雪に逃げ場を失い、車中に流れ込んでの悲劇もあった。命を落とした父親は、旅の途中などではない。すぐ近くの友人宅を訪ねただけであった。

娘とふたり車を降り、地吹雪の中を少し歩き、見覚えのある納屋に身を屈めた。父親は娘を包むようにして、風から守った。翌朝発見された父親は冷たくなっていた。

その父親の体温は、幼い娘の命を救った。南国育ちの人々には恐らく理解されない、北国の恐怖の1日になった。母親とも死別しているこの小さな女の子のもとには、死んで娘を救った父親を称える手紙や、これからの人生への激励の言葉が後を絶たないと地元の新聞は伝えている。

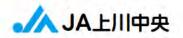
「たら」「れば」は人の世の常である。気象条件の急激な変化や車の悪路運転などへの対応で、人はワンテンポ遅れがちである。今手掛けていることを済ませてからと思ったり、これ位は大丈夫だと、自分で勝手に暗示したりと、後悔される結果には伏線があるものだ。

この後も3月10日には、道央・太平洋岸地方を再び暴風雪が猛威を振るった。自然の怒りにも似た風雪を耐えるだけである。

しかし、吹く風も次第に肌に柔らかくなるものだ。季節を違わず2ヶ月も経ったら、あの湧別の色とりどりのチュウリップも花を咲かせるであろう。そして、公園には大勢の人々の歓声が飛交うであろう。オホーツクの浜風を肌で感じたら、この冬の荒れ狂った暴風雪の1日を思い出して欲しい。

※このコラムは連載です。





《4月27日~5月6日》営業時間のお知ら

部署	資	材	給	油所	A	–	プ
営業日	(本所・支所)	機械センター	愛別	上川	あいべつ	かみかわ	あいざん
4月27日(土)	8:30~ 12:30迄	8:30~ 12:30运	8:00~ 18:30迄	8:00~ 18:00迄	9:00~18:00迄		休 業
4月28日(日)	休	業	8:30~ 17:30迄	8:00~ 18:00定	休 業		業
4月29日 (月) 【昭和の日】	休	業	8:30~ 17:30迄	8:00~ 18:00±	9:00~17:00症		休 業
4月30日(火)	通		常	業	務		13:00~ 15:00定
5月 1日(水)	通		常業		務		13:00~ 15:00迄
5月 2日(木)	通		常業		務		休 業
5月 3日(金) 【憲法記念日】	8:30~ 12:30运	8:30~ 12:30运	8:30~ 17:30运	8:00~ 18:00迄	9:00~17:30迄		13:00~ 15:00定
5月 4日 (土) 【みどりの日】	8:30~ 12:00迄 (日直対応)	8:30~ 12:00迄 (日直対応)	8:30~ 17:30运	8:00~ 18:00定	9:00~17:30差		休 業
5月 5日(日) 【こどもの日】	休	業	8:30~ 17:30迄	8:00~ 18:00迄	休	業	休 業
5月 6日(月) 【振替休日】	8:30~ 12:30运	8:30~ 12:30迄	8:30~ 17:30运	8:00~ 18:00迄	9:00~	17:30迄	休 業



DOMOTOR BEST

ありがとうございました

らご指導ご助言を頂き、毎日が りがとうございました。 御祈念申し上げます。 ができればと思っております。 ない大切さに気付かされました。 なりませんが、「森」を見るため 体を見ながら仕事をしなければ 目から鱗」、充実した毎日で)後の業務の中で皆様にお返し た。私ども道職員は、北海道全 平成22年から3年の短い たお会いできることを願いつ 皆様のご多幸と豊穣の秋を 様々な場面で皆様か を見なければなら り期間



HINDOOD BRANKER

葛西 営農販売課審査役 (3月31日付け)

大変お世話になりました



なつき 購買経済課 上川給油所係 (2月28日付け)



陽子 生活課 上川店舗係 (12月19日付け)



敏子 愛別店舗係 生活課 (3月31日付け)

7 means an accompaniem and a contract and a cont



日出子 和田 生活課 愛別店舗係 (3月31日付け)



都子 川村 生活課 嘱託職員 (3月31日付け)





国営緊急農地再編整備事業営農検討会 JA女性部愛別支部定期総会

報告事項

愛別町農業生産法人会総会 上川町もち米団地総会 職員採用面接

5

定例企画会議

上川町大根生産組合総会

2. 農家経済対策委員会の報告について

役員報酬審議会の答申内容について

経営指導班会議(愛別) JA青年部上川支部定期総会 大根販売先訪問(~16日 道外) 上川町畑作園芸振興会総会

> 4 3

2. 組合員の出資減口について

組合員の相続並びに譲渡について

平成24年度事業決算内容について

第5回通常総会開催日程について

地域別懇談会の開催日程について

11

上川町畜産振興会総会

6

TPP交涉緊急全国集会

うるち米イエスクリーン栽培研修会

JA地区懸談会(~18日) 第2回定例理事会

愛別町有害鳥獣対策連絡協議会

7 認について 理事に対する担保貸付金の包括事前承

8. 決算手当の支給について 度額の設定について 平成25年度畜産振興支援勘定に係る極

第 理事会

平成25年2月18日

ついて

2. 平成25年度事業計画並びに中期3カ年

施設整備及び土地取得について

職制規程の改定について

第2回理事会

平成25年3月14日

組合員の脱退について

報告事項

2. 長期資金の融資について 農業協同組合検査指摘事項の受理につ

3

4. JA役員賠償責任保険の継続契約について

1、組合員の加入報告並びに組合員資格に ついて

5. 平成24年度決算監査の結果並びに決算 3. 組合員の相続並びに譲渡について 2. 組合員の出資滅口について 定款の一部改正について

6. 平成24年度部門別損益計算書の承認に 監査報告の承認について

28 27

愛別町パートナー対策推進協議会総会

397戸

581名

36 団体

1,970名 73 団体

2,660 名

上川町農民連盟定期総会

愛別町農民連盟定期総会

JA青年部愛別支部定期総会

組合員のうごき

(平成25年3月14日現在)

正組合員戸数

うち正組合員数

うち准組合員数

の留意事項」について

うち正団体数

うち准団体数

組合員数

25 22 19

JA新採用職員研修会

設立会議

第

回臨時理事会

平成25年2月27日

(~29日 JAカレッジ)

1. 2

農家経済対策委員会の報告について

決算手当の支給について

報告事項

内部審査(~27日) ノーザンビーフ産直会議 水稲・大豆栽培講習会(本所) ゆめぴりか栽培講習会(当麻)

9. 総会事務取扱「議決権行使にあたって 8. 第5回通常総会提出議案の決定について 承認について 地域振興計画並びに中期3ヶ年計画の

平成25年度 監査計画の設定について 固定資産の取得について 理事に対する長期資金の融資について

平成24年度決算並びに剰余金処分案に

4. 平成25年度対策対象農家の選定について 計画について

営業日・営業時間の変更のお知らせ

〇ホクレン愛別給油所 平日・土曜日 8:00~18:30

OAコープ (あいべつ店・かみかわ店)

平日・土曜日 祭日

9:00~18:30 9:00~17:30

〇ホクレン上川給油所 平日

日曜・祭日

8:00~19:00 土日・祭日 8:00~18:00

8:30~17:30

期間: 平成25年4月1日~10月31日まで

期間: 平成25年5月1日~10月31日まで

営農販売課 三月十八日逝去されました 係長 斉 心よりお悔やみ申し上げます。 輝 儀